

みんなの サロン ほけん



みんなのサロンほけん

事業活動総合保険

保険期間： 毎月 1 日 午前 0 時 から 1 年間

保険募集期間

補償開始日（始期日）は毎月 1 日となり最短で翌月 1 日の開始となります。
銀行振込、コンビニ払込の場合は、20 日までのお申込みと 25 日までの取扱代理店
ビューティガレージへの入金確認にて、翌月 1 日からの補償開始となります。
クレジットカード決済の場合は 25 日までのお申込み・決済完了にて翌月 1 日の補償開始となります。
お申込みのお手続きが完了しても、当社ビューティガレージにてご入金確認ができない場合は、自動
的にお申込みキャンセルとさせていただきますので、ご注意ください。

契約者： 株式会社ビューティガレージ

加入対象者： ビューティガレージ会員 様

加入手続き方法： サロン保険net Webサイトでのお申込み

URL: <https://www.salonhoken.net/>

お手続きの流れについてはWebサイトをご確認ください

Webサイトでのお申し込みの際、売上高、補償内容をご選択いただくことによって保険料をご案内します。

保険料のお支払い方法：クレジットカード決済、銀行振込、コンビニ払込

〔みんなのサロンほけん〕WEB申込時のお支払い手続き画面にて決済頂きます

クレジットカード VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners 対応です。

銀行振込 銀行振込はバーチャル口座へのお振込み頂く流れとなり、WEB申込みでの
お支払手続きの際、表示される口座へお振込みをお願いします。
お振込みの際は、振込依頼人欄に、お申込み後表記される
「振込コード+お客様の氏名」を入力してください。
(お振込みの期限は申込から6日間となります)

コンビニ払込 セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ
デイリーヤマザキ、セイコーマート、スリーエフ
にてお支払い頂けます。
決済後、表示されるコンビニ別の「お客様番号（オンライン決済番号）」
「確認番号」「支払期限」を控え、各コンビニにてお支払いください。
(お振込みの期限は申込から6日間となります)



賠償責任の補償

賠償ユニット

保険金額 1億円限度 自己負担額1万円

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

施設危険

店舗の段差でお客様が転び、ケガをさせてしまった。
ぬれた床で滑ってケガをさせてしまった。
サービスで提供しようとした飲み物を誤ってお客様の服にこぼしてしまい、クリーニングが必要になった。



受託物危険

リース中の機械をこわしてしまった。



業務遂行危険

理美容・エステ・まつげエクステ・ネイル・リラクゼーション、アロマテラピーフットケア・もみほぐし等サロン業務

ヘアカット中にお客様の耳を切ってしまった。
手もみ行為で、背中を指圧していたら強圧だった為、あばらが折れてしまった。



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。



製造物危険

提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。



完成作業危険

配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。



損傷のない財物の使用不能損害

爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。



人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。



製造物自体の損害

製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。

※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。



作業の結果自体の損害

屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。



第三者医療費用補償

まつげエクステをしていたところ原因はわからないが目がはれてしまったので病院で検査をした

お店前の道でお客様が転倒し、病院で診てもらった

※自己負担額0円



機械脱毛補償

お客様の肌にやけどを負わせてしまった
機械脱毛により、皮膚が赤く腫れあがってしまった

※ 医療脱毛、ニードル脱毛では補償対象外となります



オプション(特約) 詳しくは P.7



賠償責任の補償

賠償ユニット

補償の範囲

次の事故が保険の対象となります。

日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



人格権侵害・宣伝障害

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注1)を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

② 費用



損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



争訟対応費用^(注2)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用



見舞費用^(注3)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



建具等修理費用保険金^(注4)

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用



初期対応費用^(注2)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

詳しくは P.8 P.9

(注1)自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

(注2)保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注3)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注4)1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。



物損害の補償

物損害ユニット

保険金額1,000万円限度

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等^(注1)や商品・製品等^(注2)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



建物の外部からの物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込み
店舗内の設備がこわれた。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



電氣的事故・機械的事故^(注3)

過電流で機械がこわれた。



業務用現金などの盗難

事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
(1事故につき100万円限度)



騒擾、労働争議^(注1)など

労働争議で設備、商品がこわれた。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



水災^(注3)

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。



その他の不測かつ突発的な事故^(注3)

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。



オプション(特約) 詳しくは P.7

地震危険補償特約

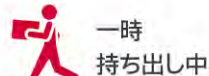
地震の揺れにより什器・備品が破損した。



保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等^(注1)や商品・製品等^(注2)が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

企業包括方式



(注1)設備、装置、機械、器具、工具、什器^{じゅうぎ}または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2)商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注3)自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

①損害保険金^(注4)

保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合、その再調達価額^(注5)を基準に算定した損害額を、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。^(注6)修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注7)

②通貨等盗難損害保険金

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。

③物損害事故付随費用保険金^(注8)



残存物取片づけ費用
残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用



法令変更対応費用
建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用



屋上緑化費用
保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用



エコ対策費用
復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用



修理付帯費用
復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは **P.11** **P.12**

(注4) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および営業継続費用保険金(P. 6 参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注5) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注6) 事故の内容によっては、自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

(注7) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注9)が基準となります。

(注8) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注9) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価格をいいます。



休業損失の補償

休業ユニット

保険金額1,000万円限度

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、
貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、
什器が焼失した。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が
盗まれた。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



水災

大雨による洪水で事務所が
水浸しになり、設備がこわれた。



建物の外部からの 物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込みこわれた。



給排水設備に生じた 事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



電氣的事故・ 機械的事故 その他の不測かつ 突発的な事故

過電流で機械がこわれた。



次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します！

電気・ガス・ 水道等の 供給の中断

事故により電気の供給が
中断し、営業を一部休止した。



食中毒・特定感染症^(注2)の 発生など

提供した食品が原因で
食中毒が発生し、
営業を一部休止し、
利益が減少した。



対象物件

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式

- ①  貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- ②  貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③  対象敷地内^(注1)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④  対象敷地内^(注1)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤  対象敷地内^(注1)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥  供給者などが日本国内で占有する財物

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金 (注3)

てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくはP.13をご覧ください。



② 営業継続費用保険金 (注3)

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。

※対象物件の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.13 P.14

(注2) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ベスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫鳥インフルエンザ(H5N1型に限る)、⑬コレラ、⑭細菌性赤痢、⑮腸管出血性大腸菌感染症、⑯腸チフス、⑰パラチフス

(注3) 水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(P.11ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

オプション特約の概要

ユニットごとのオプション特約の概要は次のとおりです。

全ユニット共通 すべてのユニットにセットすることができるオプション特約です。

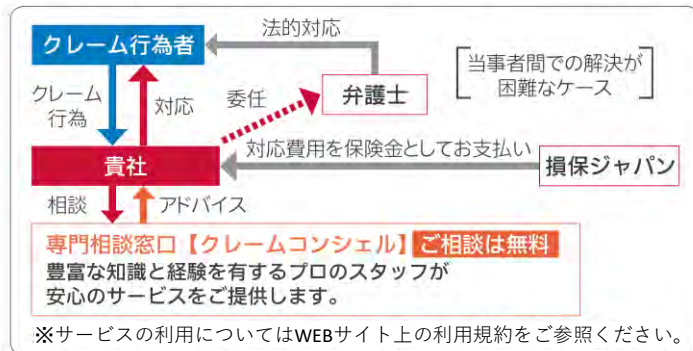
クレーム等対応費用 補償特約

(企業包括方式 のみ)



業務に関連するクレーム行為^(注1)および使用人の信用毀損等の行為によって、貴社が事故を解決するためにクレームコンシェル^(注2)の承認を得て負担する弁護士費用をお支払いする特約です。ただし、当社が認めた弁護士費用にかぎります。(1事故につき70万円、保険期間を通じて140万円が限度となります。)

※クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスも提供します。



賠償ユニット

機械脱毛補償

(特定施術危険等対象外特約
(光脱毛等補償用) (ビュー
ティガレッジ用))



機械脱毛施術に起因する身体障害の法律上の
賠償責任を補償します。

※医療脱毛・ニードル脱毛は補償対象外となります。

保険金額 1億円限度 自己負担額1万円

物損害ユニット

地震危険補償特約



以下のア.からウ.までのいずれかの事由によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

ア. 地震、噴火による火災、破裂・爆発

イ. 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等

ウ. 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※ 損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的（保険の対象）の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額（特約の支払限度の2%）を差し引いてお支払いします。（保険期間を通じて特約の支払限度額が限度）

保険金額 500万円限度 自己負担額 10万円

(注1) 暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。

(注2) 当社が指定する、クレーム行為を解決するための窓口をいいます。



賠償ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害賠償金

(被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)

日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)(注1)を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。

損害の種類			お支払限度額
身体の障害			保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度（1億円限度）
人格権侵害・宣伝障害			
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能		1事故1,000万円限度
	損傷等の発生していない財物の使用不能		
	製造物自体・作業の結果自体の損壊		
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐欺	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度
		損傷等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能	1事故100万円限度
	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度
損傷等の結果発生する使用不能		1事故100万円限度	
第三者医療費用補償特約		次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に關し、被保険者が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害 ア.被保険者の業務遂行による事故 イ.被保険者が所有または賃借する施設での事故 ウ.被保険者が所有または賃借する施設に隣接する道路路上での事故 被害者1名につき50万円、保険期間を通じて1,000万円が限度	

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
財物の損壊	● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

(注1) 自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

②損害防止費用 (注2)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。
③権利保全費用 (注2)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
④争訟費用 (注2)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。
⑤協力費用 (注2)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥初期対応費用 (注2) (注3)	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。
⑦争訟対応費用 (注2) (注3)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。
⑧見舞費用 (注2)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
⑨建具等修理費用 保険金	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注2) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注3) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。



賠償ユニット

保険金をお支払いできない主な場合

■ 身体の障害・財物の損壊に関する事由

＜身体の障害・財物の損壊に共通の事由＞

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任(オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。)
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- レーシック、ケミカルピーリング、レーザー治療、HIFU など

＜施設・業務遂行に関する固有の事由＞

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内の車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

＜製造物・完成作業に関する固有の事由＞

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
【ご注意】 次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

＜受託物に関する固有の事由＞

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊

- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

＜借用建物(受託不動産)に関する固有の事由＞

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

■ 人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り

など

■ 建具等の修理に関する事由

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

お支払いについて

物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○」印がある偶発な事故により保険の目的(保険の対象)に損害 ^(注1) が生じた場合に、再調達価額 ^(注2) を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。 ^(注3) (お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットの保険金額が限度となります。)												
② 物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table><tr><th>費用保険金</th><th>内容</th></tr><tr><td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr><tr><td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr><tr><td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr><tr><td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品^(注5)に買い換える場合などの追加費用</td></tr><tr><td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr></table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③ 通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。												

■ 補償内容

企業包括方式				
No.	事故の種類	建物外所在動産		
		A 建物内 収容動産	B 輸送中・一時 持ち出し中	C 左記以外 (野積みなど)
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎
②	設備・什器等	◎	◎	◎
	商品・製品等	◎	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	◎	×
⑦	設備・什器等	○	○	×
	商品・製品等	○	×	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×

◎：お支払いします。自己負担額（免責金額）はありません。
○：自己負担額（免責金額）（1万円）を差し引いてお支払いします。
×：お支払いできません。

ご注意 保険の目的(保険の対象)にならない物

●建物 ●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物^(注6) ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ●テープ、カード、ディスク・ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ

(注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。

(注2) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

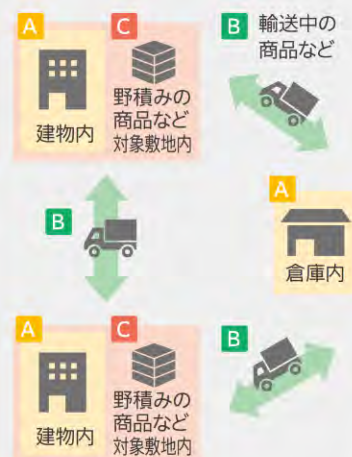
(注3) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。

(注4) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注5) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注6) 動物・植物は商品・製品等である場合には保険の目的(保険の対象)に含みます。

● 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



保険金をお支払いできない主な場合

■設備・^{しやう}什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害（注7）
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・ひょう災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 建物外（対象建物以外の建物内を含みます。）にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害（注8）を除きます。
- 直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

など

■設備・^{しやう}什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア、またはイ、の損害
ア、絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
イ、音色または音質の変化

(注7) オプション特約をセットすることによりお支払いします。

(注8) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害

など

■商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に見えられた数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給による損害

など

■手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア、からエ、に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
ア、振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
イ、公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
ウ、警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
エ、その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害

など

CLOSED 休業ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。) てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用^(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします^(注2)。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額が限度となります。
② 営業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な飯店の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。^(注5)

■ 補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

企業包括方式				
No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等(右記対象物件A)		
		建物内 ^(注6)	建物外 輸送中・一時持ち出し中 左記以外(野積みなど)	建物、アーケード など右記対象物件 B~Fに掲げる財物
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎ ^(注8)
②	風災・雹災・雪災	○	○ ^(注7)	○ ^(注8)
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎ ^(注8)
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎ ^(注8)
⑤	騒擾 ^(注9) 、労働争議など	◎	◎	◎ ^(注8)
⑥	盗難	◎	◎	× ^(注8)
⑦	水災	○	○ ^(注7)	× ^(注8)
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	× ^(注8)
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	× ^(注8)

● 対象物件

- A** 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- B** 貴社が所有または占有する業務用の建物
- C** 対象敷地内^(注9)にある貴社が占有する**A**以外の財物
- D** 対象敷地内^(注9)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E** 対象敷地内^(注9)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F** 供給者などが日本国内で占有する財物

- (注1) 標準売上高^(注3)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内^(注4)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。
- (注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。
- (注3) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。
- (注4) 保険金支払いの対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。
- (注5) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。
- (注6) 対象建物以外の建物内および軒下を含みます。
- (注7) 商品・製品等についてはお支払いできません。
- (注8) 物流業に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。
- (注9) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

Ⅱ．次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類	
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・ ^{ひょう} 雪水	○
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○
⑤	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△
⑥	対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症(注11)の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△
⑦	対象施設が食中毒・特定感染症(注11)の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△
⑧	不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中断	×

○:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。 ×:お支払いできません。

ご注意

対象物件にならない物

●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物(注12) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

など

保険金をお支払いできない主な場合

■共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 直接であると間接であるとを問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。
ただし、対象物件(注15)に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

■対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など

■次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水・^{ひょう}雪水

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足 など

■上記以外の事由

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生 など

■対象物件に生じた次の損害

- 次のア、からウ、の財物に生じた風災・^{ひょう}雪災の事故により生じた損害
ア、ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
イ、建築中の屋外設備・装置
ウ、栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板(注13)、自動販売機および収容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害(注14)を除きます。

など

■設備・^{しやう}什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害

(注11) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫鳥インフルエンザ(H5N1型に限る) ⑬コレラ、⑭細菌性赤痢、⑮腸管出血性大腸菌感染症、⑯腸チフス、⑰パラチフス

(注12) 動物は商品・製品等である場合は対象物件に含みます。

(注13) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に設置された看板の損害は補償します。

(注14) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

(注15) 敷地外ユーティリティ設備および供給者等の日本国内で占有する財物は含みません。

特にご注意いただきたいこと

重要事項等説明書

ご加入に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご加入者にとって不利益になる事項等、事業活動総合保険をご加入いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご加入になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべてに内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご加入者と記名被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。
※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険金をお支払いする主な場合

■事業活動総合保険は、「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」「賠償責任担保条項」の3つによって構成されています。各項目（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです

選択いただいた契約プランによりセットできるユニットなどが異なります。詳しい内容につきましては、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什（じゅう）器や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

【各ユニット共通】

- ①ご契約者または記名被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③核燃料物質等の有害な特性による損害

など

【物損害ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②保険の対象の欠陥、自然の摩滅・消耗・劣化、性質によるさび、かび

など

【休業ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②国または公共機関による法令等の規制

など

【賠償ユニット】

- ①記名被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ②次のいずれかの業務の遂行に起因する損害
 - ・医療行為
 - ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ・弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、建築士等がその資格に基づいて行う業務

など

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

（１）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

■申込用Webサイトでの入力事項すべて

（２）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

（１）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

＜通知事項＞

■申込用Webサイトでの入力事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。（※）

（※）申込用Webサイトに入力された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

（２）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（３）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

（４）保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(領収書・加入者証等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。
- 売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、領収書・加入者証等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、加入者証は会員ページからダウンロードすることが可能です。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりません。
- 【保険契約の無効、取消しについて】
次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者の詐欺または脅迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書 ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書	など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書	など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

万一事故にあわれたら(続き)

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)/提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)/の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)/については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)/。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
埼玉中央支店 法人支社 担当: 林
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1
TEL 048-648-6010 : FAX 048-648-6011
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

株式会社ビューティガレージ 担当: ハمام
〒154-0015 東京都世田谷区桜新町1-34-25
TEL 0120-975-412
Mail insurance@beautygarage.jp
(受付時間: 平日の午前10時から午後6時まで)

承認番号: SJ21-05133 作成日: 2022/04/18